

# 「リース会計基準」の改正が財務諸表に与える影響

～借手を中心として～

谷 畠 範 恭

- 1 はじめに
- 2 「リース会計基準」の概要
- 3 「リース会計基準」移行期における問題点
- 4 賃貸借処理から売買処理への修正
- 5 具体的事例による検証
- 6 おわりに

## 1 はじめに

平成19年3月に企業会計基準委員会より「リース取引に関する会計基準」（以下、「リース会計基準」）並びに「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「リース会計基準適用指針」）が公表された。旧「リース会計基準」では、所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理は原則：売買処理、例外：賃貸借処理であり、企業は税法との関係や財務比率のメリット等の理由により、ほとんどが賃貸借処理を採用していた。しかし、平成19年の改正により、リース取引の会計処理が売買処理のみとなった。ここで旧基準から新基準への移行期には①「リース会計基準」の早期適用、②リース取引既存契約部分の会計処理方法が異なる等の理由により企業間の比較ができないケースが想定される。そこで本稿では、リース会計基準移行期における企業間の財務諸表比較可能性の検討を行う。

## 2 「リース会計基準」の概要

「リース会計基準」の最大の特徴は、所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸借処理の廃止である。リース取引は旧「リース会計基準」において、所有権が移転する取引（所有権移転ファイナンスリース取引）と移転しない取引（所有権移転外ファイナンスリース取引）とに分類され、双方とも会計処理は原則売買処理であったが、所有権移転外ファイナンスリース取引については例外として賃貸借処理も認められていた。しかし、今回の改正によりその方法が廃止となり、ファイナンスリース取引の会計処理は売買処理に統一された。ただし、「リース会計基準」適用時に既に契約が結ばれているリース取引（既存契約）に関しては、従来どおり原則：売買処理、例外：賃貸借処理となる。

この「リース会計基準」の適用時期は、平成20年4月1日以後に関する年度（通常適用）からであるが、平成19年4月1日以後に開始する年度から適用すること（早期適用）も可能である。

(1) 「リース会計基準」適用初年度以降のリース契約の取扱い

「リース会計基準」適用初年度以降に締結されたリース契約の会計処理は売買処理となる。具体的には、リース取引開始日にリース物件とこれに係る負債をリース資産およびリース債務として計上する。また、リース取引開始日におけるリース資産とリース債務の計上額は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等（貸手の購入価額等が明らかでない場合は借手の見積現金購入価額）とのいずれか低い額による。そして、利息相当額の総額は、原則としてリース期間にわたり利息法により配分する。減価償却はリース期間を耐用年数、残存価額ゼロとして算定する。減価償却方法は定額法、級数法、生産高比例法などの中から選択する。ただし、この原則的な方法に対し、リース資産総額に重要性が乏しい場合には簡便的な方法が定められており、また、少額のリース資産とリース期間が1年以内の短期リース取引については、賃貸借の経理処理が認められている。

(2) 既存契約（適用初年度開始前のリース契約）の取扱い

「リース会計基準」適用初年度開始前に締結されたリース契約（既存契約）の会計処理は旧「リース会計基準」を大部分踏襲しており、原則は売買処理であるが、例外として賃貸借処理も認められている。ただし、売買処理の場合でも簡便的な方法が認められている（下記規定参照「リース会計基準適用指針」77～79項）。

- (a) 売買処理に準じた会計処理による。賃貸借処理から売買処理への変更により生じる影響額は特別損益として処理する。
- (b) 基準適用初年度の前年度末における（b-1）未経過リース料残高又は（b-2）未経過リース料期末残高相当額（利息相当控除後）を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上することができる。未経過リース料期末残高相当額（利息相当控除額）を取得した場合、会計基準適用後の残存期間における利息相当額については、（b-2-1）利息法だけではなく（b-2-2）定額法も認められている。
- (c) 賃貸借処理を継続する。ただし「改正前基準」で必要とされていた事項を注記しなければならない。

(3) リース取引既存契約部分の具体的な会計処理

既存契約の具体的な会計処理について「リース会計基準適用指針」の〔説例〕9に基づいて説明する。

前提条件

- (1) 所有権移転外ファイナンスリース取引に該当する。
- (2) リース料月額1,000千円 リース料総額60,000千円 リース資産48,000千円
- (3) リース取引開始日 平成19年4月1日
- (4) 新リース会計基準を平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ここでは、四半期財務諸表に係る早期適用を行っている。

(表2-1) リース債務の返済スケジュール表

回数	返済日	前月末元本	返済合計	元本分	利息分	月末元本
1	H19. 4. 30	48,000	1,000	634	366	47,366
2	H19. 5. 31	47,366	1,000	639	361	46,727
3	H19. 6. 30	46,727	1,000	643	357	46,084
4	H19. 7. 31	46,085	1,000	648	352	45,436
5	H19. 8. 31	45,436	1,000	654	346	44,782
6	H19. 9. 30	44,782	1,000	658	342	44,124
7	H19.10. 31	44,124	1,000	664	336	43,460
8	H19.11. 30	43,460	1,000	668	332	42,792
9	H19.12. 31	42,792	1,000	674	326	42,118
10	H20. 1. 31	42,118	1,000	678	322	41,440
11	H20. 2. 29	41,440	1,000	684	316	40,756
12	H20. 3. 31	40,756	1,000	689	311	40,067
13	H20. 4. 30	40,067	1,000	695	305	39,372
14	H20. 5. 31	39,372	1,000	699	301	38,673
15	H20. 6. 30	38,673	1,000	705	295	37,968
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
24	H21. 3. 31	32,131	1,000	755	245	31,376
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
60	H24. 3. 31	992	1,000	992	8	0

(a) 売買処理に準じた会計処理

平成20年4月1日（リース会計基準適用初年度開始日）

(借) リース資産	38,400	(貸) リース債務	40,467
特別損失	1,667		

リース資産は、計上額48,000から過年度減価償却費9,600（48,000×1年／5年）を控除して求める。リース債務は、計上額48,000から過年度元本返済額7,533（634+・・・+689）を控除して求める。そして過年度減価償却費9,600と過年度利息額4,067（366+・・・+311）の合計額13,667とリース料総額12,000との差額1,667を特別損失に計上する。

平成20年6月30日（第15回支払日・第1四半期決算日）

(借) リース債務	705	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	295		
(借) 減価償却費	2,400	(貸) 減価償却累計額	2,400

通常の売買処理と同様にリース料1,000千円の支払に対し、元本返済705千円と支払利息295千円を計上する。また3か月分の減価償却費を計上する。

平成21年3月31日（第24回支払日・決算日）

(借) リース債務	755	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	245		
(借) 減価償却費	2,400	(貸) 減価償却累計額	2,400

通常の売買処理と同様にリース料1,000千円の支払に対し、元本返済755千円と支払利息245千円を計上する。また3か月分の減価償却費を計上する。

(b) 前年度末の未経過リース料期末残高を取得価額とする会計処理

(b-1) 未経過リース料期末残高（利息込）を取得価額とする場合

平成20年4月1日（リース会計基準適用初年度開始日）

(借) リース資産	48,000	(貸) リース債務	48,000
-----------	--------	-----------	--------

「リース会計基準」の改正が財務諸表に与える影響～借手を中心として～

前年度末の未経過リース料残高48,000千円（60,000千円－1,000／月×12ヶ月）を計上する。

平成20年6月30日（第15回支払日・第1四半期決算日）

(借) リース債務	1,000	(貸) 現金預金	1,000
(借) 減価償却費	3,000	(貸) 減価償却累計額	3,000

利息込の処理のため、リース料1,000千円全額をリース債務の返済とする。また減価償却費3,000千円（60,000×1年／5年×3ヶ月／12ヶ月）を計上する。

平成21年3月31日（第24回支払日・決算日）

(借) リース債務	1,000	(貸) 現金預金	1,000
(借) 減価償却費	3,000	(貸) 減価償却累計額	3,000

リース債務・減価償却費ともに平成20年6月30日と同様の計算となる。

この処理では利息の計算が非常に簡便である。ただし、正確さに欠ける。

(b-2-1) 未経過リース料期末残高（利息控除後：「利息法」を採用）を取得価額とする場合

平成20年4月1日（リース会計基準適用初年度開始日）

(借) リース資産	40,067	(貸) リース債務	40,067
-----------	--------	-----------	--------

前年度末の利息法によって計算した未経過リース料期末残高（表2-1の平成20年3月31日の残高）を計上する。

平成20年6月30日（第15回支払日・第1四半期決算日）

(借) リース債務	705	(貸) 現金預金	1,000
(借) 支払利息	295		
(借) 減価償却費	2,504	(貸) リース資産	2,504

リース債務並びに支払利息は(a)の処理と同額となる。減価償却費は期首に計上した取得価額40,067千円を元に算出し2,504千円 ( $40,067 \times 1 \text{年} / 4 \text{年} \times 1 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$ ) となる。

平成21年3月31日 (第24回支払日・決算日)

(借) リース債務	755	(貸) 現金預金	1,000
(借) 支払利息	245		
(借) 減価償却費	2,504	(貸) リース資産	2,504

支払利息・減価償却費ともに平成20年6月30日と同様の計算となる。

この処理は「リース会計基準」適用開始日以後のリース債務返済・支払利息計上の仕訳は(a)の処理と同様であるが、適用開始日のリース資産の計上額が「取得価額－前年度末の減価償却額」ではなく、「未経過リース料」であるため減価償却額に差が生じる。

(b-2-2) 未経過リース料期末残高(利息控除後:「定額法」を採用)を取得価額とする場合

平成20年4月1日 (リース会計基準適用初年度開始日)

(借) リース資産	40,067	(貸) リース債務	40,067
-----------	--------	-----------	--------

前年度末の利息法によって計算した未経過リース料期末残高(表2-1の平成20年3月31日の残高)を計上する。

平成20年6月30日 (第15回支払日・第1四半期決算日)

(借) リース債務	835	(貸) 現金預金	1,000
(借) 支払利息	165		
(借) 減価償却費	2,504	(貸) リース資産	2,504

支払利息は定額法により計算し165千円(利息総額12,000千円－過年度利息額4,067千円＝7,933千円  $7,933 \text{千円} \times 1 \text{年} / 4 \text{年} \times 1 \text{月} / 12 \text{月} = 165 \text{千円}$  過年度利息額4,067千円＝366千円＋・・・＋311千円(表2-1))となる。減価償却費は(b-2-1)の処理と同様に、期首に計上した取得価額40,067千円を元に算出し2,504千円 ( $40,067 \times 1 \text{年} / 4 \text{年} \times 1 \text{ヶ月}$

月/12ヶ月)となる。

平成21年3月31日(第24回支払日・決算日)

(借) リース債務	835	(貸) 現金預金	1,000
(借) 支払利息	165		
(借) 減価償却費	2,504	(貸) リース資産	2,504

支払利息・減価償却費ともに平成20年6月30日と同様の計算となる。

この処理は利息計算に定額法を採用しているため(a)の処理方法と比較すると減価償却・支払利息ともに差が生じる。

(c) 賃貸借処理を継続する場合

平成20年4月1日(新リース会計基準適用初年度開始日)

仕訳なし

平成20年4月1日(第13回支払日)

(借) 支払リース料	1,000	(貸) 現金預金	1,000
------------	-------	----------	-------

以後引き続き、通常の賃貸借処理に係る会計処理を行う。ただし、「旧リース会計基準」での取扱いと同様に一定の注記を必要とする。

これらの処理の中では、当然(a)を選択するのが一番望ましいが、簡便的に行う場合には(b-2-1)、(b-2-2)、(b-1)、(c)の順番で(a)との差が大きくなるため、それらに留意する必要がある。ただし、(c)は注記事項を利用して再計算すれば、(a)と同様の決算書を作成できる。

### 3 「リース会計基準」移行期における問題点

そもそも「リース会計基準」はリース取引が法的にはリースであっても、実質的には割賦と変わらない取引形態であることから他の設備投資手段との比較可能性を高めるために

公表された。確かに会計処理方法が売買処理に限定されたため外部財務諸表利用者にとって割賦購入との比較は容易になったであろう。しかし、基準移行期に関しては①早期適用、②既存契約の取扱いによって、リース取引同士での会計処理方法に違いが発生する可能性があり、そのときには注記情報を用いて再計算し比較をする必要がある。具体的には以下のようなケースが考えられる。

①早期適用時

「リース会計基準」適用時期は通常は平成20年4月1日以後に関する年度からであるが、平成19年4月1日以後に開始する年度から適用すること（早期適用）も可能であるため、この1年に関して売買処理と賃貸借処理を採用する企業が混在する。

②既存契約の取扱い

「リース会計基準」を適用した場合、既存契約については前述のとおり(a)売買処理に変更する方法、(b)適用初年度に資産計上し売買処理に変更する方法、(c)賃貸借処理を継続する方法がある。このうち(a)と(b)については前章で検討したように、差は生じるもののそれほど大きくはない。しかし、(a)と(c)並びに(b)と(c)の差は旧「リース会計基準」の売買処理と賃貸借処理の差と同じで大きく、その影響は当該リース取引の契約期間が終了するまで及ぶ。

4 賃貸借処理から売買処理への修正

前章のようにリース取引でそれぞれ賃貸借処理と売買処理を採用している企業を比較する場合は修正が必要であり、その際は以下のような修正仕訳をする必要がある<sup>1)</sup>。

- n 年度における賃貸借処理から売買処理への修正仕訳

A	リース物件の購入価額
R <sub>n</sub>	当該リース物件に関する n 年度における支払利息
D <sub>n</sub>	当該リース物件に関する n 年度における減価償却費
L <sub>n</sub>	当該リース物件に関する n 年度における年間リース料

1 谷島範恭「所有権移転外ファイナンスリース取引の研究」2007年、54頁



(借) リース資産	$A - \sum_{t=1}^n D_t$	(貸) リース債務	$A - \sum_{t=1}^n L_t + \sum_{t=1}^n R_t$
減価償却費	$D_n$	リース料	$L_n$
支払利息	$R_n$		
未処分利益	$\sum_{t=1}^{n-1} D_t + \sum_{t=1}^{n-1} R_t - \sum_{t=1}^{n-1} L_t$		

ここで、上述の修正仕訳より以下の修正式が得られる。

$P_n$	経常利益
$E_n$	修正前繰越利益剰余金
$L A_n$	リース資産に関する償却後簿価
$L B_n$	未経過リース料期末残高
$\bar{P}_n$	修正後（売買処理）の $P_n$
$\bar{E}_n$	修正後（売買処理）の $E_n$

● 経常利益修正式

$$\bar{P}_n = P_n + L_n - (D_n + R_n)$$

リース契約年度が初期の段階においては  $P_n$  は  $\bar{P}_n$  より大きい<sup>3</sup>、年度が進むにつれて小さくなる<sup>2</sup>。

● 繰越利益剰余金修正式

$$\bar{E}_n = E_n + \sum_{t=1}^{n-1} L_t - \left( \sum_{t=1}^{n-1} D_t + \sum_{t=1}^{n-1} R_t \right) \cdots \textcircled{1}$$

ただし、 $\textcircled{1}$ 式の内  $\sum_{t=1}^{n-1} R_t$ 、 $\sum_{t=1}^{n-1} L_t$  の金額は開示対象ではないので知り得ず、このままでは修正することができない。そこで開示対象となっている、リース資産に関する償却後簿価 ( $L A_n$ )<sup>3</sup> と未経過リース料期末残高 ( $L B_n$ )<sup>4</sup> を次のようにあらわす。

$$L A_n = A - \sum_{t=1}^n D_t \cdots \textcircled{2}$$

2 同上論文，56頁～58頁

3 注記において取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額を示すことが定められている。

4 注記において未経過リース料期末残高相当額を示すことが定められている。

$$L B_n = A - \left( \sum_{t=1}^n L_t - \sum_{t=1}^n R_t \right) \cdots \cdots \textcircled{3}$$

②より

$$L A_n = A - \sum_{t=1}^{n-1} D_t - D_n$$

$$\sum_{t=1}^{n-1} D_t = -L A_n + A - D_n \cdots \cdots \textcircled{4}$$

③より

$$L B_n = A - \sum_{t=1}^{n-1} L_t - L_n + \sum_{t=1}^{n-1} R_t + R_n$$

$$\sum_{t=1}^{n-1} L_t - \sum_{t=1}^{n-1} R_t = -L B_n + A - L_n + R_n \cdots \cdots \textcircled{5}$$

ここで、④、⑤を①に代入すると次の修正式が求められる。

$$\overline{E}_n = E_n - L B_n - L_n + L A_n + D_n + R_n$$

また、 $\overline{E}_n$  は  $E_n$  よりも常に小さい<sup>5</sup>。

## 5 具体的事例による検証

本章では修正式を用いて実際の企業の事例について検討する。対象とする企業は、リース利用率が高い航空産業から(株)日本航空インターナショナル(日本航空)、全日本空輸(株)(全日空)を選出する。

「H19年度」(資料5-1、表5-1)

H19年度は「リース会計基準」早期適用年度であり、全日空は適用したが日本航空はしなかった。よってH19年度の両社の決算書を比較する場合は日本航空の賃貸借処理を売買処理に修正する必要がある。

まず経常利益は以下の計算式で修正される。

$$\overline{P}_n = P_n + L_n - (D_n + R_n)$$

---

5 前述論文 [1], 60頁~61頁

$$\begin{aligned} \text{修正後（売買処理）} &= 46,602 + 24,042 - (22,144 + 1,198) \\ &= 47,302 \end{aligned}$$

売買処理の経常利益は、賃貸借処理の経常利益と比較し700百万円増加する。

次に繰越利益剰余金は以下の計算式で修正される。

$$\overline{E}_n = E_n - LB_n - L_n + LA_n + D_n + R_n$$

$$\begin{aligned} \text{修正後（売買処理）} &= \Delta 37,227 - 66,415 - 24,042 + 63,930 + 22,144 + 1,198 \\ &= \Delta 40,412 \end{aligned}$$

売買処理の繰越利益剰余金は、賃貸借処理の経常利益と比較し3,185百万円減少する。

「H20年度」（資料5-2、表5-2）

H20年度は両社とも「リース会計基準」が適用されているため本来であれば修正の必要がないはずであるが、第3章で検討したとおり既存契約部分の取扱いが互いに異なっている場合は修正が必要である。ここで両社の取扱いをみると以下のようになっている。

全日空（有価証券報告書 重要な会計方針）

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス リース取引に係るリース資 産 …リース期間を耐用年数と し、残存価額をゼロとする 定額法	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス リース取引に係るリース資 産 同左

日本航空（有価証券報告書 重要な会計方針）

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	—————	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。なお、平成20年4月1日前に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

つまり全日空は既存契約部分についても売買処理としているが、日本航空は賃貸借処理としているためこのままでは比較ができず修正が必要である。

経常利益修正

$$\begin{aligned} \text{修正後（売買処理）} &= \triangle 95,787 + 19,404 - (17,896 + 886) \\ &= \triangle 95,165 \end{aligned}$$

売買処理の経常利益は、賃貸借処理の経常利益と比較し622百万円増加する。

繰越利益剰余金修正

$$\begin{aligned} \text{修正後（売買処理）} &= \triangle 103,017 - 48,077 - 19,404 + 46,232 + 17,896 + 886 \\ &= \triangle 105,484 \end{aligned}$$

売買処理の繰越利益剰余金は、賃貸借処理の経常利益と比較し2,467百万円減少する。

資料5-1 H19年度日本航空リース関係資料

リース料	24,042
減価償却費相当額	22,144
支払利息相当額	1,198
未経過リース料期末残高	66,415
リース資産の償却後簿価	63,930

(有価証券報告書より抜粋)

表5-1 H19年度の全日空と日本航空の比較

経常利益 (百万円)	賃貸借処理	売買処理
全日空	—	46,212
日本航空	46,602	47,302
繰越利益剰余金 (百万円)	賃貸借処理	売買処理
全日空	-	103,096
日本航空	△37,227	△40,412

(全日空の売買処理と日本航空の賃貸借処理の金額は有価証券報告書より抜粋)

資料5-2 H20年度日本航空リース関係資料

リース料	19,404
減価償却費相当額	17,896
支払利息相当額	886
未経過リース料期末残高	48,077
リース資産の償却後簿価	46,232

(有価証券報告書より抜粋)

表5-2 H20年度の全日空と日本航空の比較

経常利益 (百万円)	賃貸借処理	売買処理
全日空	—	△3,521
日本航空	△95,787	△95,165
繰越利益剰余金 (百万円)	賃貸借処理	売買処理
全日空	—	91,312
日本航空	△103,017	△105,484

(全日空の売買処理と日本航空の賃貸借処理の金額は有価証券報告書より抜粋)

日本航空の修正の結果、経常利益については H19年度、H20年度とも修正後の方が僅かではあるが増加した。この結果全日空と比較した場合、修正前では過少に評価されていたということが分かった。また、繰越利益剰余金については第4章で示したとおり H19年度、H20年度とも修正後の方が減少した。この結果全日空と比較した場合、修正前では過大に評価されていたことが分かった。

## おわりに

本稿では、「リース会計基準」移行期における決算書の比較可能性の検討を行った。H19年に公表された「リース会計基準」ではリース取引の会計処理が売買処理のみとなり従来の賃貸借処理は廃止された。「リース会計基準」は H19年度が早期適用年度であり H20年度から本適用となる。そのため H19年度は売買処理を採用する企業と賃貸借処理を採用する企業が混在する。また、本適用となった後も「リース会計基準」適用前に締結されたリース契約（既存契約）については賃貸借処理も認められているため、同様に売買処理と賃貸借処理が混在する。結果 H19年度は「リース会計基準」を早期適用しなかった企業の賃貸借処理を売買処理に修正する処理が必要であり、H20年以降でも既存契約部分について同様の処理が必要であるということが分かった。

また、経常利益と繰越利益剰余金の修正式を示し、実際に全日空と日本航空の比較を試みた。このうち全日空は H19年度に「リース会計基準」を早期適用しており、かつ既存契約部分についても売買処理を採用している。一方日本航空は早期適用せず、かつ本適用移行後も既存契約部分については賃貸借処理を採用している。そのため H19年度は日本航空の決算書を賃貸借処理から売買処理へ修正する必要がある、H20年度は既存契約部分について同様に修正する必要がある。結果、日本航空は賃貸借処理から売買処理に修正した方が、経常利益は増加し繰越利益剰余金は減少するということが分かった。

## 【参考文献】

- 新井清光・加古宜士編著『リース取引会計基準詳解』中央経済社、1994年  
谷島範恭「所有権移転外ファイナンスリース取引の研究」2007年  
茅根聡『リース会計』1998年、新世社  
服部勝『詳説リース会計基準』税務研究会出版局、2008年  
三木禎宏「リース会計制度と注記情報」『六甲台論集』神戸大学大学院経営学研究会、49巻3号、2002年